

★ News 『令和8年度・税制改正法』成立

原則として4月1日施行

令和8年度税制改正関連法が、3月31日の参院本会議で可決・成立しました。成立したのは『所得税法等の一部を改正する法律』のほか、赤字国債の発行を可能にする特例公債法等がありますが、懸案の「通勤手当」及び「食事の現物支給」「深夜勤務に伴う夜食代」に係る所得税の非課税限度額改正は、令和8年4月1日以降の支給から適用されますので、ご注意ください。

【通勤手当の非課税限度額の改正】

- ・自動車等使用者の通勤手当について、通勤距離が片道 65 km以上の人の1月当たり非課税限度額を引き上げる。
- ・自動車等使用者が、一定の駐車場の利用に対する通勤手当を受ける場合の通勤手当の非課税限度額について、その駐車場利用料相当額(1月当たり5,000円を上限)を加算する。
- ・令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用される。

【食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げ】(法令解釈通達の改正)

- ・食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額を月額7,500円(改正前:月額3,500円)に引き上げる。
- ・令和8年4月1日以後に支給する食事について適用される。

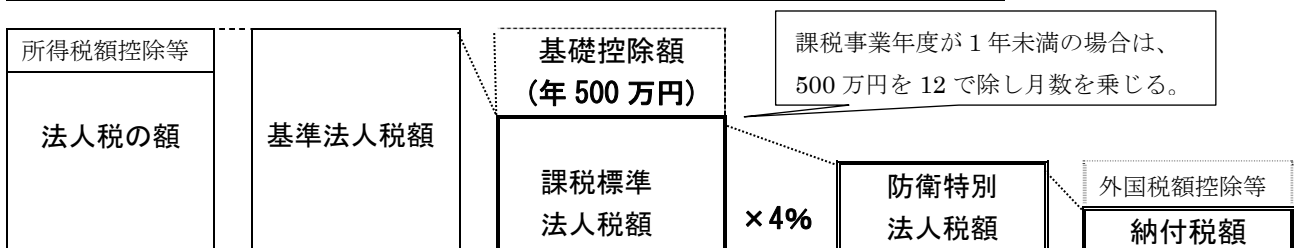
【深夜勤務に伴う夜食代に係る所得税の非課税限度額の引上げ】(法令解釈通達の改正)

- ・使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、所得税が非課税とされる1回の支給額を650円以下(改正前:300円以下)に引き上げる。
- ・令和8年4月1日以後に支給する食事について適用される。

★ News 『防衛特別法人税』 → 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から

令和7年度税制改正により、防衛財源確保法が改正され創設された『防衛特別法人税』は、法人税に上乗せして課される付加税で、令和8年(2026年)4月1日以後開始する事業年度から適用されます。税額計算の概要は下表のとおりです。

なお、法人税額から基礎控除額500万円を控除した金額に対し課税されるため、法人税額が500万円以下であれば「防衛特別法人税額」はゼロとなり、納付はありません。



- ・納税義務者…法人の規模等に関係なく、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人。
- ・基準法人税額や課税標準税額がゼロであっても申告は必要。(「防衛特別法人税確定申告書」を提出)

★ News 『公示地価』・5年連続上昇 ←→ 名古屋圏は上昇率縮小

国土交通省が3月17日発表した公示地価(令和8年1月1日時点)は、全用途の全国平均が前年比で5年連続上昇しました。東京圏や大阪圏は上昇率が大きく、名古屋圏と札幌・福岡など地方都市は前年に続き上昇率は縮小。名古屋市は名鉄名古屋駅や金山駅前の再開発が建設費の高騰や人手不足から中止・延期されるなど、建設費高騰の下での影響の大きさが指摘されています。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

